

# 福島県建築基準法施行条例とその解説

昭26.8.7

福島県条例第60号

## 目 次

第1章	総則（第1条、第2条）
第2章	敷地及び道路（第3条－第5条）
第3章	特殊建築物の敷地、構造及び建築設備（第6条－第43条）
第1節	適用の範囲（第6条）
第2節	学校（第7条、第8条）
第2節の2	体育館、ボーリング場、スケート場等（第9条、第10条）
第2節の3	削除
第3節	共同住宅、寄宿舎及び長屋（第11条－第16条）
第4節	百貨店、マーケット、市場及び物品販売業を営む店舗（第17条－第20条）
第5節	自動車車庫及び自動車修理工場（第21条－第26条）
第6節	ホテル、旅館、簡易宿泊所及び下宿（第27条－第29条）
第7節	公衆浴場（第30条－第32条）
第8節	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第33条－第40条の5）
第8節の2	展示場（第40条の6、第40条の7）
第9節	その池の特殊建築物（第41条－第43条）
第3章の2	特別の配慮を要する特殊建築物の敷地及び構造（第43条の2－第43条の10）
第3章の3	災害危険区域（第43条の11、第43条の12）
第3章の4	中高層建築物の日影時間の指定（第43条の13）
第4章	雑則（第44条－第47条の13）
第5章	罰則（第48条－第50条）
附則	

## 第1章 総則

### （趣旨）

**第1条** 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による災害危険区域の指定及び同条第2項の規定による災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の付加、法第43条第3項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第56条の2第1項の規定による中高層の建築物の日影時間の指定並びに法第88条第1項において準用する法第40条の規定による工作物に関する制限の付加等に関しては、この条例の定めるところによる。

### 【解説】

法は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、全国一律に建築物の敷地、構造、設置及び用途に関する最低の基準を定めているが、地方の地質、地形、気候、風土等の特殊性と特殊建築物に関して、一律的な法規制だけではその目的を達成し得ないことも考え、地方公共団体が条例により制限を付加又は緩和できる旨をさだめている。

この条例は、法の委任規定をうけて設定されておりこの条例でその根拠条文を明らかにしている。

(適用除外)

**第2条** この条例は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置いた市町村が法第39条第1項及び第2項、法第40条、法第43条第3項、法第56条の2第1項並びに法第88条第1項において準用する法第40条の規定に基づく条例でこの条例の規定に相当する内容の制限の付加及び指定をしたときは、その制限の付加及び指定の効力が発生した時から、当該市町村の区域については、適用しない。

2 この条例中次条から第4条まで、第17条、第21条、第22条、第34条及び第43条の13の規定は、都市計画区域外の地域については、適用しない。

**【解説】**

法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置いた市町村が、この条例に相当する内容の制限を付加した条例を制定したときは、県の条例の適用は及ばないこととしている。

特定行政庁の設置状況は次のとおり。

- 昭和46年4月1日 いわき市 (法第4条第1項)
- 昭和47年4月1日 郡山市 ( " )
- 昭和48年4月1日 福島市 ( " )
- 昭和56年8月1日 会津若松市 (法第97条の2)
- 昭和58年4月1日 須賀川市 (法第97条の2)

**第2章 敷地及び道路**

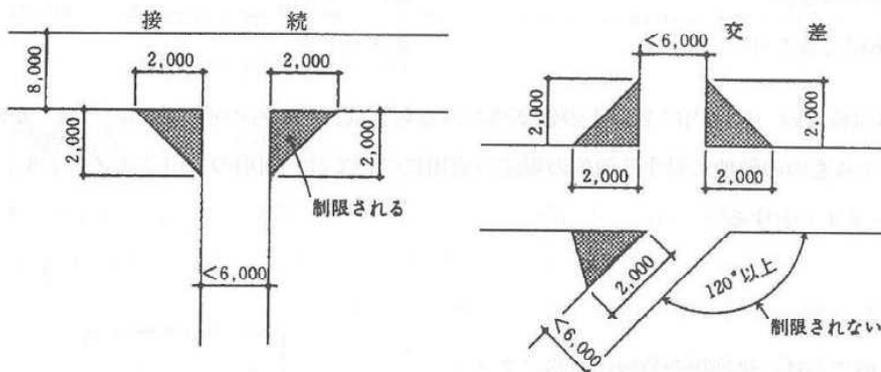
(角地の建築制限)

**第3条** 道路が同一面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所を有する場合において、当該箇所における1以上の道路の幅員(歩道と車道の区別のある道路にあつては、車道の幅員)が6m未満であるときは、当該箇所の内角にある敷地においては、当該角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分に、又は当該部分に突出して、建築物を建築し、又は擁壁その他の工作物を築造してはならない。ただし、これらの道路に当該角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を含むすみ切りがある場合、当該内角が120度以上である場合又は当該二等辺三角形の部分を含む幅員2m以上の歩道が設けられている場合は、この限りでない。

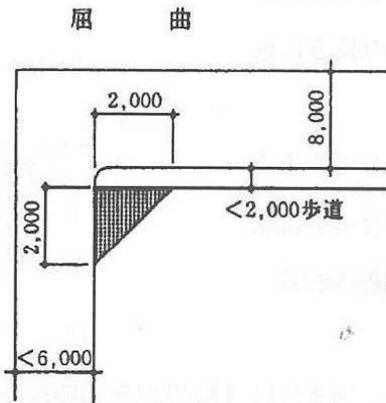
**【解説】**

この規定を図示すると次のとおりである。

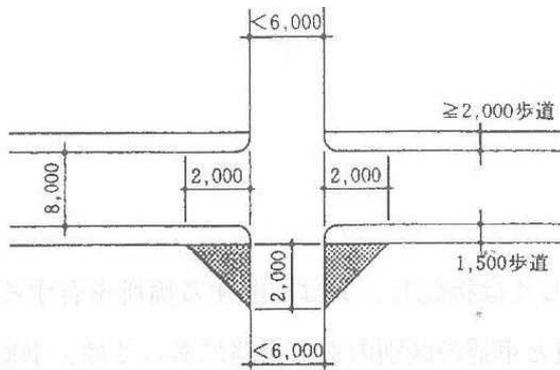
(1) 歩道と車道の区分のない道路の場合



- (2) 歩道（2 m未満）と車道の区分のある道路から区分のない道路に屈曲する場合



- (3) 歩道（2 mと1.5m）と車道の区分のある道路とない道路が交差する場合



なお、制限をうけない歩道とは、幅員2メートル以上のものに限る。

**（路地状敷地の形態）**

**第3条の2** 建築物の敷地が当該敷地の路地状部分のみによって道路に接する場合には、当該路地状部分の幅員は、当該路地状部分の長さに応じて、次の表に掲げる幅員以上としなければならない。ただし、建築物の配置、用途及び構造、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

敷地の路地状部分の長さ	幅 員
20m以下のもの	2 m
20mを超えるもの	3 m

- 2 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、それらの延べ面積の合計とする。）が500㎡を超えるものの敷地に対する前項の規定の適用については、同項の表中「3 m」とあるのは、「4 m」とする。

## 【解説】

法第43条第1項により、建築物の敷地は道路に2m以上接しなければならないが、本条は、路地状部分によるみ道路に接する、いわゆる路地状敷地の場合に、安全上及び防火上の観点から路地状部分の長さに応じて、その幅員を規定したものである。

また、本条のただし書については、知事が安全上支障がないと認める場合に適用され、認定にあたっては次の内容を総合的に鑑定して、その安全性が判断される。

### ①「建築物の配置」とは

建築物の敷地内の配置上の工夫であり、例えば隣地境界線との距離を十分に確保した計画や主要な出入口が道路に面する計画などをいう。

### ②「用途」とは

不特定多数人の利用に供されない専用住宅などの用途をいう。

### ③「構造」とは

建築物の階数（高さ）、床面積を抑えたものや耐火建築物等の防火性能が高い構造のものなどをいう。

### ④「建築物の周囲の空地の状況」とは

建築物の敷地内において広い空地を設けた状況などをいう。

### ⑤「土地の状況」とは

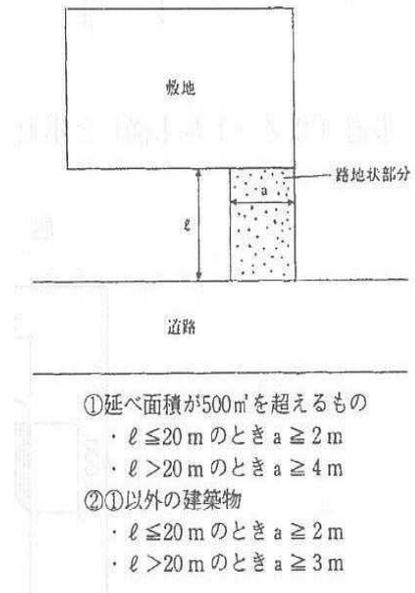
建築物の敷地が公園などの土地と接続している敷地外の状況などをいう。

### ⑥「周囲の状況」とは

建築物の敷地周囲の市街地状況をいい、道路状況や建築物の密集の度合いなどの地区特性の状況をいう。

この認定を受けるにあたっては、適用の可否を認定権者と十分打ち合わせのうえ、認定申請書を提出し、審査を受けることになる。なお、福島市、郡山市、又はいわき市の確認対象建築物にあっては、それぞれの市が認定することになる。（以下、本条例の認定について同じ。）

第2項は、延べ面積が500㎡を超えるものについては、安全上及び防火上の観点から路地状部分の幅員の制限を強化したものである。

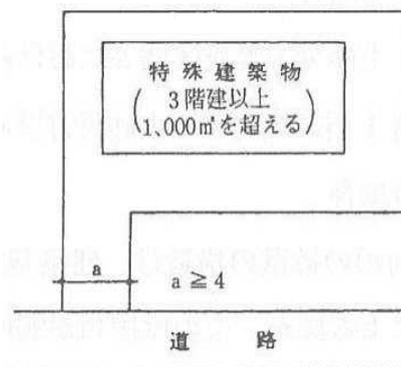


## （建築物の敷地と道路との関係）

**第4条** 法第43条第3項第一号から第四号までのいずれかに該当する建築物（特殊建築物にあっては、第6条各号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、それらの床面積の合計）が200㎡を超えるものに限る。）の敷地は、道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下同じ。）に4m以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

**【解説】**

法第43条3項により、特殊建築物、階数が3以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000㎡を超える建築物の敷地が、道路に接する部分の長さを規定したものである。



種 別	4 m 以上 接道
特殊建築物	6条第一号～第十三号 (用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を越えるもの)
特殊建築物以外の建築物	階数が3以上のもの、無窓居室を有するもの、延べ面積が1,000㎡を越えるもの

この条のただし書に基づく認定の考え方は、国土交通省の技術的助言「建築基準法道路関係規定運用指針（平成21年度1月改定）」のⅢ. 1. (1)法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可の運用について（P16）が参考となる。

**(がけ)**

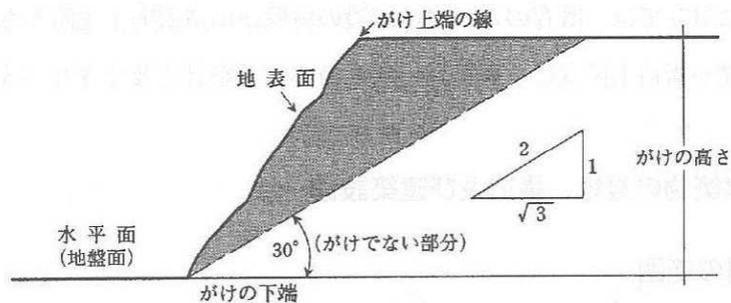
- 第5条** この条において「がけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいい、「がけ高」とは、がけ下端よりその最高部までの高さをいう。
- 2 高さ2mを超えるがけの下端からの水平距離ががけ高の2倍以内の場所に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、構造耐力上安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない
    - 一 堅固な地盤を切って斜面とするがけ又は特殊な構造によるがけで安全上支障がないと認められる場合
    - 二 がけの下に建築物を建築する場合において、当該建築物とがけ下端との水平距離が20mを超える場合
    - 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域又は同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に建築する場合
  - 3 前項の擁壁の構造は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第142条の規定によるほか、土の摩擦角が30度以下（土質が堅固で支障がない場合は45度以下）で基礎と地盤との摩擦係数が0.3以下（土質が良好で支障がない場合は0.5以下）の場合にも安全でなければならない。
  - 4 擁壁を設ける場合には、次の各号の規定によらなければならない。
    - 一 壁面の面積3㎡以内ごとに耐水材料を用いた水抜穴を設けること。
    - 二 水抜穴の裏面の周辺その他必要な箇所に砂利等の透水性の層を設けること。

5 前項の擁壁の上部又はがけの上部若しくは斜面の上部には、適当な排水設備を設けなければならない。

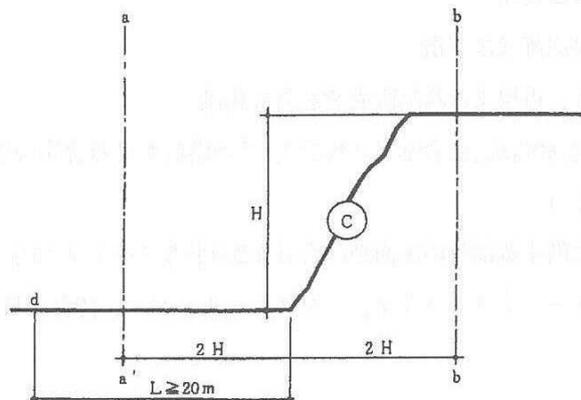
**【解説】**

条文に「がけ」の定義を明確にし、擁壁の安全性の確保から擁壁の構造、排水設備の規定が設けられている。

(1) 定義を図解すれば次のとおり。



(2) 「がけ」に接して建築物を建築したり建築物の敷地を造成したりすることに対する安全性についての規定である。すなわち、がけ高 2 m を超える敷地に建築物を建築するときは、その保有距離として「がけ高」の 2 倍以内に建築したり建築物の敷地を造成することを禁止しているが、所定の擁壁を築造すれば、建築することができる。



第三号において、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に建築する場合を適用除外としたのは、建築基準法施行令第80条の3の規定により「土砂災害特別警戒区域内における居住を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件」（平成13年3月30日国土交通省告示第383号）の構造方法によれば、安全上支障がないとされているためである。

なお、第5条第2項の規定が適用除外となる土砂災害警戒区域等に建築する場合も、建築基準法第19条第4項の規定により建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならないとされているので注意を要する。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条の規定により、都市計画区域外であっても、特別警戒区域内における居室を有する建築基準法第6条第1項第四号に規定する建築物については、建築確認申請等の手続きが必要となる。

- (3) 擁壁の構造を規定したもので、令第142条の規定を適用している。即ち、鉄筋コンクリート造、石造、その他これらに類する腐らない材料を使用した構造とすること。石造の擁壁は空積みとし、裏込めにコンクリートを用い、石と石とを充分結合すること。
- (4) 擁壁を設ける場合の規定である。
- (イ) 水抜穴は壁面の面積3㎡以内毎に有効に（75φ以上が望ましい）取り付けること。
- なお、がけ上の敷地に対しては、既存のがけ又は擁壁が構造耐力上支障がないこと。
- （例えば、建物の基礎が構造上擁壁に、荷重、土圧等の不利な影響を及ぼさない等）

### 第3章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

#### 第1節 適用の範囲

**第6条** この章の規定は、次に掲げる特殊建築物について適用する。

- 一 学校（専修学校及び各種学校を含む。）
- 二 体育館又は令第115条の3第二号に掲げるもの
- 三 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（令第19条第1項第一号に掲げる児童福祉施設等をいう。）
- 四 共同住宅、寄宿舎又は長屋
- 五 ホテル、旅館、簡易宿所又は下宿
- 六 百貨店、マーケット、市場又は物品販売業を営む店舗
- 七 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（その階における客席の床面積の合計が200㎡以内のものを除く。）
- 八 展示場（当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のものを除く。）
- 九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、待合、料理店、飲食店又は遊技場
- 十 公衆浴場
- 十一 倉庫
- 十二 自動車車庫又は自動車修理工場（当該用途に供する部分の床面積の合計が150㎡未満のものを除く。）
- 十三 工場

#### 【解説】

本章（第3章）の規定が適用される「特殊建築物」の範囲を定めたもので法令における特殊建築物の用途とは必ずしも一致しない。

一号 学校については、法令と同義で専修学校、各種学校が含まれる。

（学校教育法第1条、第124条及び第134条を参照）

二号 体育館等の体育施設を規定、法体系上建築基準法の分類にしたがい、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場等が含まれる。

三号 診療所については患者の収容施設があるものに限り、この条例の適用があるものとする。四号共同住宅等について規定したものである、アパート、公営住宅、寄宿舎、長屋等が含まれる。

五号 旅館業法を中心に集め、同法には簡易宿所も含まれているので、「類似モーテル」、「民宿」も同様に含まれる。

六号 用途上は「物品販売業を営む店舗」に全て含まれる。この場合用途の概念は文字通りの広い意味を有し、例えば、デパート内の美容院、事務室も当該用途に含まれる。

- 七号 集会所の扱いについては床面積の合計が階単位で200㎡をこえるものを適用することとしている。なお、集会場にはホテル、旅館等内の宴会場、貸しホールも含まれる。
- 八号 人を対象にした不特定多数の用途（七号建築物）と物、場所を対象とした用途（八号建築物）とに分類してこの号の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるものが対象となり、展覧会場、博物館、又は美術館等がこれに該当する。
- 九号 飲食店及び風俗営業関連用途を羅列したものであり、いずれも第43条の規定によりその用途に供する部分の床面積が200㎡を超えるもの等が該当する。
- 十号 公衆浴場は、公衆浴場法に基づく公衆浴場で、サウナ風呂等の特殊公衆浴場も含まれる。
- 十一号 倉庫には倉庫業を営む倉庫はもちろんのこと、一般の倉庫でもその用途に供する床面積の合計が200㎡を超えるものはこれに該当する。
- 十二号 自動車車庫又は自動車修理工場の適用に関し、この条例は150㎡以上の当該建築物を対象にしているので、小規模車庫等には適用されない。なお、法第27条により、この150㎡以上の自動車車庫及び自動車修理工場は、準耐火建築物としなければならない。
- また、150㎡未満の小規模車庫等についても法規定の内装制限（令第128条の4第1項第二号）の適用はあるので注意を要する。
- 十三号 工場に関しては、倉庫、車庫、同様実態規定はないが、大型車の出入りが多いため前面道路幅員等に注意すべきある。
- 同様に自動車公害の強い用途のレディミクスコンクリート製造場、アスファルトコンクリート製造場、砕石場その他これらに類する製造若しくは加工場（建設工事現場は除く。）も該当する。

## 第2節 学校

### （4階以上に設ける教室等の禁止）

**第7条** 小学校、義務教育学校、特別支援学校及びこれらに類する各種学校にあつては、建築物の4階以上に教室その他の児童又は生徒（義務教育学校の後期課程に就学している生徒を除く。）が使用する居室（以下この条において「教室等」という。）を設けてはならない。ただし、小学校及び義務教育学校にあつては、次に掲げる要件に該当する場合は、この限りでない。

- 一 教室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路（排煙上有効に外気に開放されている通路を除く。）に排煙設備を設けていること。
- 二 各階の居室の壁（床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この号において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号において同じ。）の仕上げを難燃材料でし、かつ、その居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしていること。
- 三 各階の教室等の各部分から直通階段の一に至る歩行距離が30m以下であること。

### 【解説】

小学校及び視聴覚身体障害者を収容する小学校等では、安全上の観点から4階以上の階に教室等を設けてはならないとしている。

以上の原則の例外として、小学校について、児童数の増加と用地難とから高層化せざるを得ないこととの実情を考慮して、ただし書の各号の要件に該当する場合は、4階以上の階に教室等を設けることができる。

第1項本文の規定する「児童及び生徒が使用する居住」とは、児童及び生徒が一定時間以上継続使用するもので、図書室、視聴覚教室等が該当する。

なお、ただし書き第1号において「排煙設備」とあるのは、必ずしも令第126条3に適合することは要しないが、排煙上有効な開口部（天井高の1/2以上の高さにある部分）の面積が、教室等の床面積の1/50以上確保されていることが必要である。また、この「排煙設備」は、4階以上の階に設けることを要求しているものである。

## 第8条 削除

### 第2節の2 体育館、ボーリング場、スケート場等

#### （屋外への出口）

第9条 体育館又は令第115条の3第二号に掲げる用途に供する特殊建築物の避難階における屋外への出口は、次に定めるところによらなければならない。ただし、耐火建築物又は準耐火建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のものの避難階における屋外への出口については、この限りでない。

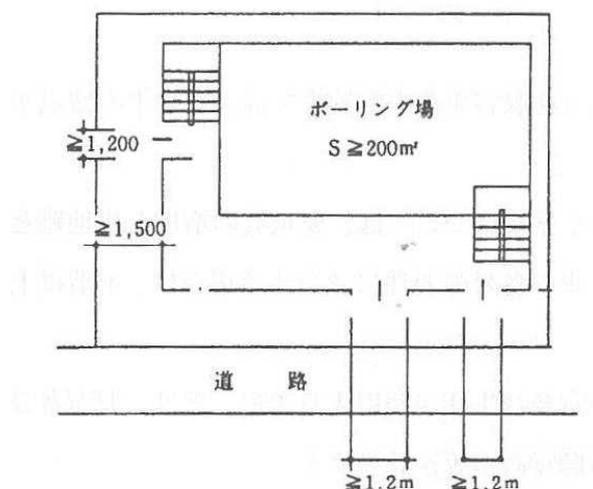
- 一 避難上有効な位置に、道路に面し、又は道路に通ずる敷地内の通路（出口の幅以上の幅を有し、かつ、避難上有効に通じているものに限る。）に面して、2以上設けること。
- 二 幅は、120cm以上とすること。
- 三 戸は、内開きとしないこと。

#### 【解説】

この条は、2方向避難を確保するため200㎡をこえる不特定多数の人の収容能力のある建築物の避難階における主要な出入口は、避難上有効な位置に2以上設けなければならないとしたものである。

「避難上有効な位置」とは、平面計画によるが、余り接近する位置は望ましくない。

なお、屋外への出口の幅は120cm以上で内開きを禁止しており、通路は出口の幅員以上となっているが、令第128条で敷地内の幅員が1.5m以上でなければならないとされているので注意を要する。



### 第2節の3 削除

## 第10条 削除

### 第3節 共同住宅、寄宿舎及び長屋

#### (耐火構造等でない建築物の上階への共同住宅の設置の禁止)

**第11条** 共同住宅でその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以上のものは、第6条第六号から第十三号までの建築物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）の上階に設けてはならない。

- 一 法第2条第九号の二イに規定するもの
- 二 法第2条第九号の三イに規定するもの
- 三 法第2条第九号の三口に規定するもの（直上階の床を耐火構造とした場合に限る。）

#### 【解説】

階下が、火災の発生のおそれのある施設で、法第2条第九号の二イ又は法2条第九号の三口に規定するものでない場合は、その上階に共同住宅等の設置が制限される。

なお、法第2条第九号の三口に規定するものについては、条件として直上階の床は耐火構造が要求される。

#### (直通階段)

**第12条** 共同住宅又は寄宿舎の共用の令第120条又は令第121条の規定による直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）及びその踊場の幅員は、120cm以上としなければならない。ただし、階数が2の共同住宅又は寄宿舎で、その階段へ通ずる避難階以外の階の住戸又は住室の床面積の合計が100㎡以下のものである場合は、階段及び踊場の幅員を90cm以上とすることができる。

2 前項の規定は、共同住宅又は寄宿舎が次の各号のいずれにも該当する場合は、適用しない。

- 一 階数が3以下のもの
- 二 延べ面積が200㎡未満のもの
- 三 避難階以外の住戸又は住室の床面積の合計が100㎡以下のもの

#### 【解説】

本条を表で表すと次のようになる。

建築物の種類		階段及びその踊場の幅員（単位cm）
共同住宅又は寄宿舎	階数が2で、避難階以外の階の住戸等の床面積の合計が100㎡以下のもの	90以上
	上欄に掲げる以外のもの	120以上

注 階段の幅員は屋内階段、屋外階段にかかわらず上表の所定幅員が必要である。

#### (直下階の内装)

**第13条** 床（最下階の床を除く。）又は階段が木造（準耐火構造を除く。）である共同住宅又は寄宿舎にあっては、当該床の直下の天井及び階段裏を準不燃材料で仕上げなければならない。

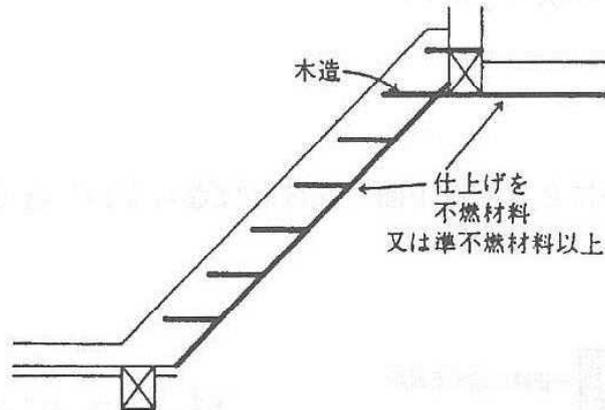
2 前項の規定は、共同住宅又は寄宿舎が次の各号のいずれにも該当する場合は、適用しない。

- 一 階数が3以下のもの
- 二 延べ面積が200㎡未満のもの

三 法第27条第1項第一号に規定する警報設備を設けたもの又は住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）第2条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器をいずれの室（火災の発生のおそれの少ない室として知事が別に定めるものを除く。）及び居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路に設けたもの（2階以下を共同住宅又は寄宿舍とする場合に限る。）

**【解説】**

階段を火災から守り、避難時間の確保を図るほか、上階への延焼を防止するために設けられた規定である。



**第14条及び第15条 削除**

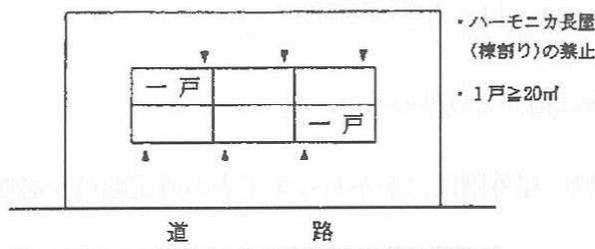
**（木造長屋の構造）**

**第16条** 木造の長屋（法第2条第九号の三イに該当するものを除く。）は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 一戸の床面積は、20㎡以上とすること。
- 二 棟割りとししないこと。
- 三 けた行30mを超えないこと。
- 四 地階を除く階数は、2以下とすること。

**【解説】**

長屋は火災拡大の危険性が大きく、かつ、日照、通風等の居住環境も悪く遮音間仕切等が求められる建物であるので各住戸面積や延焼防止の観点から「けた行」の制限「棟割」の禁止等が定められている。ただし、準耐火構造である木造はこの規制が除かれる。



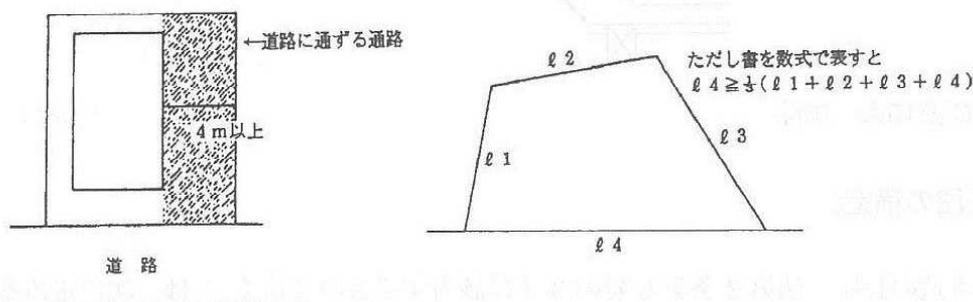
#### 第4節 百貨店、マーケット、市場及び物品販売業を営む店舗

##### (百貨店等と道路との関係)

第17条 百貨店、マーケット、市場又は物品販売業を営む店舗（以下この節において「百貨店等」という。）でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のものは、道路又は道路に通ずる幅員4m以上の通路に2方面以上面しなければならない。ただし、敷地の外周の長さの3分の1以上が道路に接している場合はこの限りでない。

##### 【解説】

この条において「道路又は……に2方向以上面しなければならない」とは、敷地ではなく、百貨店等の建築物（出入口）である。



##### (出入口)

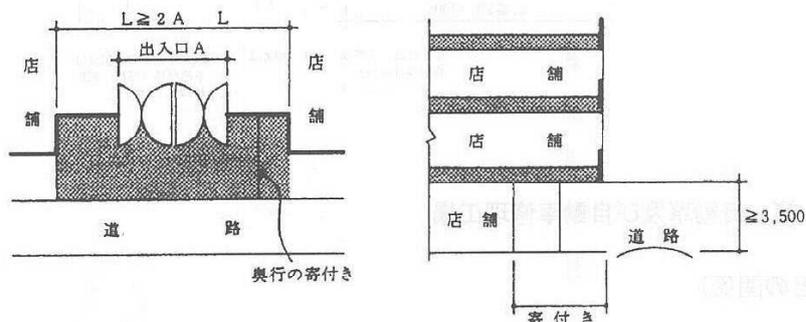
第18条 百貨店等の主要な出入口の前面には敷地内に間口が出入口の幅員の2倍以上かつ次の各号に規定する奥行の寄付きその他の空地の類を設けなければならない。

- 一 百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡をこえ1,000㎡以下のものは、2m以上
- 二 百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡をこえるものは、3m以上

##### 【解説】

百貨店等の出入口付近の混雑の緩和を図るとともに、災害時に店舗内から道路に飛び出す際の緩衝地帯として、安全性を確に店舗内から道路に飛び出す際の緩衝地帯として、安全性を確保するために設けられた規定である。「百貨店等の主要な出入口」とは、正面玄関にかぎらず、常時客が入りしているすべての出入口をいうものである。

なお、寄付き部分の高さについては、規定がないが、2階以上の部分が寄付き部分に突出するときは、その高さを3.5メートル以上にするようにしたい。



第19条 削除

(マーケット)

第20条 マーケットの敷地内には、その売場の前面に、両端が道路まで達する幅員4 m以上の通路を設けなければならない。ただし、売場の前面が幅員4 m以上の道路に接する場合は、この限りでない。

2 前項の通路の全面又は一部にひさし又は上家の類を設けるときは、マーケットの特定主要構造部を耐火構造とするか、又はその外壁及び軒裏を防火構造とするほか、そのひさし又は上家の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 特定主要構造部は、準耐火構造とするか、又は不燃材料で造ること。

二 屋根は、網入ガラスの類又は不燃材料でふき、屋根の面積の20分の1以上を採光上有効に開放した開口部とすること。

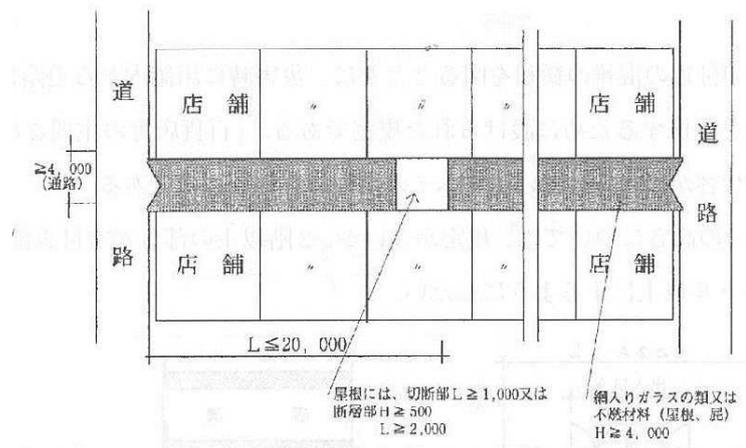
三 通路には、柱を設けないこと。

四 有効高さは、4 m以上とすること。

五 屋根には、長さ20m以内ごとに長さ1 m以上を開放した切断部又は高さ0.5 m以上を開放した長さ2 m以上の断層部を設けること。

【解説】

連続式店舗の避難、通行の安全、防火上の観点からの屋内通路等の構造（幅、天井高、防火区画）を定めた規定である。



第5節 自動車車庫及び自動車修理工場

(敷地と道路との関係)

第21条 自動車車庫又は自動車修理工場（以下この節において「車庫等」という。）の敷地に設ける自動車の主要な出入口は、6 m以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

2 車庫等の敷地に設ける自動車の出入口は、次に掲げる道路の部分に接してはならない。ただし、知事が交通の安全上支障がないと認める場合は、第四号及び第五号を除き、この限りでない。

一 こう配が10分の1を超える道路の部分

二 横断歩道、交差点の側端又は道路の曲がり角から5 m以内の道路の部分

三 踏切、橋詰め又は陸橋の側端から10m以内の道路の部分

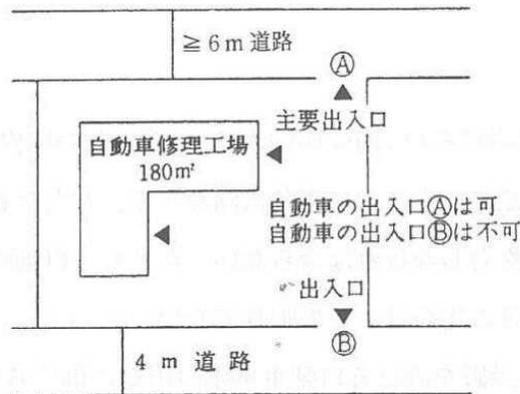
四 公園、幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程で使用する校舎に限る。）、特別支援学校又は児童福祉施設等の主要な出入口から20m以内の道路の部分

五 前各号に掲げるもののほか、知事が交通上支障あるものと認め指定した場所

**【解説】**

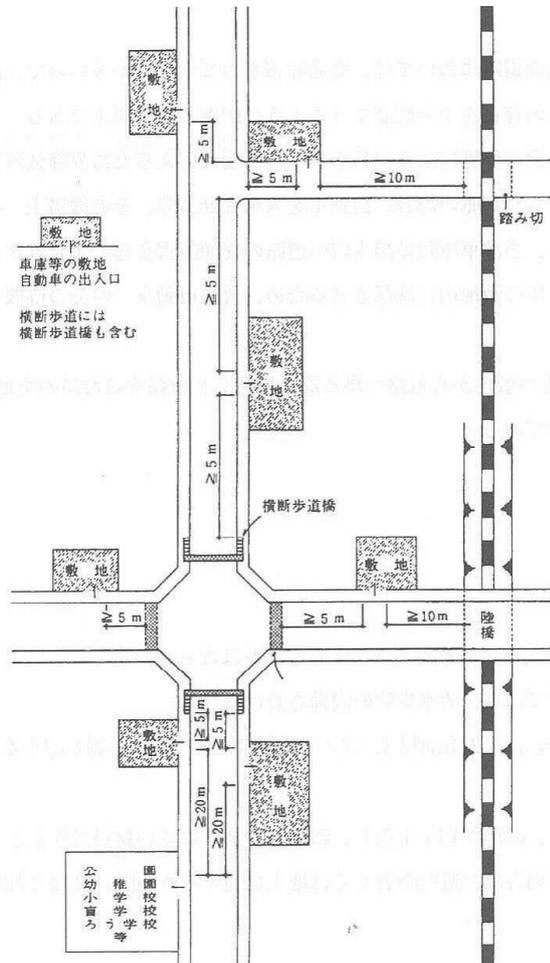
(1) この条は、主として、自動車の出入口に伴い通行の安全上の観点から設けられており、第1項は、自動車関連用途の建築物の敷地が接しなければならない前面道路の最低幅員を規定したものである。

なお、自動車の主要な出入口は、この項で規定された幅員以上の前面道路に設けなければならないが、その他の出入口はこの項で規定される幅員を要求するものでない。



(2) 車庫等の敷地における自動車の出入口が第2項各号の場所に直接、接している場合は交通上危険がともなうので、それらの場所に接しては出入口が設けられないことを規定している。

なお、この条例第6条において適用される車庫等の範囲は150㎡以上のもの限定しているため、一般の個人住宅に設けられる車庫には適用されない。



### (前面空地)

**第22条** 車庫等の敷地に設ける自動車の出入口は、道路との境界線から2m後退した自動車の車路の中心線において、道路の中心線に直角に向かつて、左右それぞれ60度以上前面道路の通行の見通しができる空地又は空間を有しなければならない。ただし、自動車の出入口付近にカーブミラー、警報装置及び一時停止線を設けた場合は、この限りでない。

- 2 自動車を昇降させる設備を設ける自動車車庫の用途に供する建築物の当該設備の出入口の前面には、奥行き及び幅がそれぞれ6m（長さが5m以下の自動車用の設備にあつては、それぞれ5m）以上の空地を置かなければならない。
- 3 第1項及び前項の空地は、これを兼ねることができる。

#### 【解説】

車庫等の出入口と接する前面道路においては、交通障害を起こすことが多いので、出庫する際に、道路を通行する人や自動車などの存在を十分確認できるように配慮された規定である。

第2項は、近年の自動車社会の伸展による自動車車庫の需要に応えるため昇降装置をもつ車庫の建設が増えているが、昇降装置をもつ車庫の場合、自動車を入庫させる際、その機構上、必ず昇降台を待つための待機時間が必要となり、当該車庫敷地必ず昇降台を待つための待機時間が必要となり、当該車庫敷地出入口の道路の交通障害を起こす恐れがある。そこで、その待機のためのスペースを車庫の敷地内に確保させるため、普通自動車一台分の待機スペースの確保を規定したものである。

第3項は、第1項の車庫等の敷地から道路へ出る際の見通しを確保するための空地と第2項の空地を兼用できる旨を規定したものである。

### 第23条 削除

### (構造設備)

**第24条** 車庫等の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 床及びピットは耐水材料で造り、汚水排除の設備を設けること。
- 二 床が地盤面下にある場合には、2方面以上において外気に通ずる適当な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
- 三 傾斜路の縦断面こう配は、6分の1以下とし、路面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- 四 避難階以外の階に設ける場合は、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又はこれに代わる設備を設けること。

#### 【解説】

自動車車庫の一般的な構造及び設備に関する規定である。

- (1) 車庫等の床は、洗車、オイル交換等の作業が伴うため常に洗浄できるようにしなければならない。その汚水が土の中に浸透すると、近くの井戸が油で汚れたり或いは、植物に害を与えたりする。そこで、床は耐水材料とし、排水溝を設け、さらに油の分離槽等を設けるなどして排水するよう配慮された規定である。
- (2) 床が地盤面下にある場合、これは殆どの場合地下室となろうが、この場合2方面以上外気に通ずるような換気口又は、これに代わる換気装置を設けることにより、内部に充満した「ガス」により人体に害を与えたり、爆発や火災の原因とならないように配慮した規定である。
- (3) 傾斜路を設ける場合、そのこう配及び材料を規定している。
- (4) 車庫等を避難階以外の階に設ける場合は令第120条の規定による直通階段（傾斜路を含む）又はこ

れに代わる設備を設けることにより運転者、従業員等の避難の安全を確保することを目的としている。

### (大規模の自動車車庫の構造及び設備)

**第24条の2** 自動車車庫で自動車の駐車のために供する部分の床面積の合計が500㎡以上のものの構造及び設備は、次の各号の規定によらなければならない。ただし、特殊な装置を用いるもので、次に定めるところによる構造又は設備と同等以上の効力があると知事が認める場合は、この限りでない。

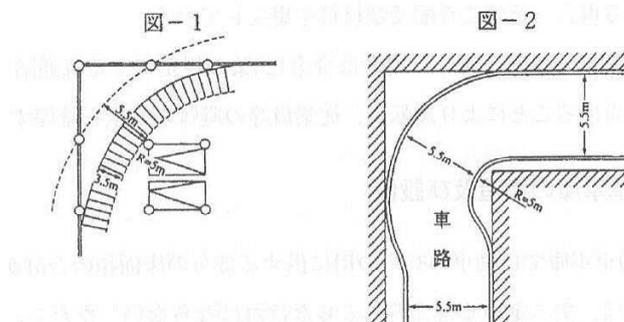
- 一 車路の幅員は、二方通行の場合にあつては5.5m以上、一方通行の場合にあつては3.5m以上とし、屈曲部の内のり半径は、5m以上とすること。
- 二 格納の用に供する部分の床から天井又ははり下までの高さは、2.1m以上とし、車路の部分においては、2.3m以上とすること。
- 三 床面積1㎡ごとに毎時14㎡以上の換気量を有する換気設備を設けること。ただし、換気に有効な窓その他の開口部を設け、その開口面積が各階における床面積の10分の1以上である場合は、この限りでない。
- 四 自動車の出入口には、警報装置を設けること。
- 五 前条第四号の直通階段は、令第123条の規定による避難階段とすること。

#### 【解説】

前条が自動車車庫等の一般的な構造及び設備の制限規定で、あるのに対し、この条は駐車のために供する部分の床面積の合計が500㎡以上の自動車車庫等を対象に強化された規定である。

- (1) 車路幅員において二方通行の場合、5.5mとあるのは建築構造上一般に柱間隔は5.5m～6mが標準であること及び駐車待避のできる最少幅員であることから定められたものであり、一方通行の場合では3.5mとあるのは走行車輛に対し人間が待避できる最少幅員であるとしている。
- (2) 天井高等については自動車全高の最高1.9mに多少の上下動を考慮した寸法である。
- (3) 換気設備については、ラッシュ時における自動車の一酸化炭素排気量とその怒限量(0.01%)等を考慮したものである。
- (4) 自動車の出入口には、道路交通の安全のためにブザー、又は点滅等による警報装置を設けることが定められている。交差点からの距離や交通規制などの関係によって取付位置等については充分配慮する必要がある。
- (5) これは災害時におけるドライバーや従業員などの避難を確実なものとするため一層の安全性について強化したものである。

図一1の場合は二方通行するには不適當なので、ハッチ部幅員3.5mの一方通行の車路に変更する。



車路屈曲部図

**(他の用途との区画)**

**第25条** 建築物の一部に車庫等を設ける場合には、車庫等以外の部分のために設ける避難用出入口は、車庫等の内部にこれを設けてはならない。

**【解説】**

建築物の一部に車庫等を設ける場合には、火災の際などにおいては他の用途部分とを嚴重に遮断されるべきであるので、他の用途部分からの避難の通路することは、当然のことながら禁止されている。

**(適用の除外)**

**第26条** 商品である自動車又は燃料を使用しない自動車を格納する車庫については、前条の規定は適用しない。

**【解説】**

前条の車庫等に適用される構造規模で、自動車がかかえているガソリンやガスの危険性を前提として定められたものであり、商品である自動車又は燃料を使用しない自動車を格納する車庫については適用されない。

**第6節 ホテル、旅館、簡易宿所及び下宿**

**第27条** 削除

**(直通階段)**

**第28条** ホテル、旅館、簡易宿所及び下宿（次項においてこれらを「ホテル等」という。）においては、令第120条又は令第121条の規定による直通階段（傾斜路を含む。以下同じ）は蹴上げ20cm以下、路面24cm以上、階段及び踊場の有効幅員は120cm以上としなければならない。ただし、当該階段が一つの宿泊室の専用階段である場合には、階段及び踊場の有効幅員の規定については、この限りでない（第43条の6において同じ。）。

2 前項の規定は、ホテル等が次の各号のいずれにも該当する場合は、適用しない。

- 一 階数が3以下のもの
- 二 延べ面積が200㎡未満のもの
- 三 避難階以外の宿泊室の床面積の合計が100㎡以下のもの

**【解説】**

ホテル等の不特定多数の人々の利用する建築物における直通階段については、令第23条第1項表中（三）の規定よりも適応範囲を広げ避難上の安全性を図るものであり、屋外階段（補足的なものを除く）にあっても同様に扱われる。ただし書きについては、民宿などで一つの宿泊室に設ける専用階段の利用は、少人数の宿泊客の使用が想定され、容易に避難できることから120cmを下回ることを許容する規定である。

**(廊下の有効幅員)**

**第29条** ホテル、旅館又は下宿において宿泊室の床面積の合計が100㎡を超える階における宿泊者の利用する居室に通ずる廊下の有効幅員は、120cm以上としなければならない。ただし、離れ家又は浴室に通ずるもので安全上支障ないものは75cm以上とすることができる。

**【解説】**

廊下の幅員については令第119条によるが、この条はホテル等についても、共同住宅等と同様に安

全性を配慮すべきものとして幅員1.2m以上としている。なお、両側居室については令第119条の規定と同様の思想にたつて幅員1.6m以上とすることが望ましい。

## 第7節 公衆浴場

### (構造)

**第30条** 建築物の避難階以外の階に公衆浴場の浴室又は蒸室を設ける場合は、当該建築物を耐火建築物又は準耐火建築物（法第2条第九号の三口に該当するものにあつては、直上階の床を耐火構造として場合に限る。）としなければならない。

### 【解説】

常時火気を使用する火災発生の危険性が高いことから耐火建築物等の構造規定を要求している。法第2条第九号の三口に該当する準耐火建築物で、公衆浴場の浴室を設ける時は、その直上階の床を耐火構造にしなければならない。

この規定は、特殊公衆浴場についても適用される。

## 第31条 削除

### (ボイラー室の構造)

**第32条** 公衆浴場のボイラー室は、次の各号の規定によらなければならない。

- 一 主要構造部を耐火構造又は不燃材料で造ること。
- 二 開口部には、法第2条第九号の二口に規定する防火設備を設けること。
- 2 建築物の一部を公衆浴場のボイラー室の用途に供する場合は、当該部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備であつて、令第112条第19項に規定する構造のもので区画しなければならない。

### 【解説】

この条は、火災発生の危険性と火災拡大を抑制するため、主要構造部については、木造を認めていない。

## 第8節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

### (客席の定員)

**第33条** 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び公会堂（以下この節において「興行場等」という。）の客席の定員を算定する方法は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 個人ごとに区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数値とする。
  - 二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該いす席の客席の幅を40cmで除して得た数値とする。
  - 三 ます席又は棧敷席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.3㎡で除して得た数値とする。
  - 四 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数値とする。
- 2 前項第二号から第四号までの規定により算定して得た数値に1未満の端数がある場合は、その端数を1に切り上げるものとする。

### 【解説】

興行場等については、従来客席部分の床面積により避難通路や階段の幅員等を規定していたが、平成3年12月に建設省から「興行場等に係る技術指針」の通達が出されたことにより、客席の定員

による規定に改正した。

座席の配置が変化する興行場等については、最大の定員となるものを採用する。また、いすが固定されていない宴会場、集会場等については特に規定はないが、当該部分の床面積を1㎡で除した数値を定員とする。

### (敷地と道路との関係)

**第34条** 興行場等の敷地は、次の表の上欄に掲げる客席の定員に応じて同表の当該下欄に掲げる幅員を有する道路に接しなければならない。

客席の定員	道路幅員
300人を超え400人以下のもの	5 m以上
400人を超え1,000人以下のもの	6 m以上
1,000人を超え2,000人以下のもの	8 m以上
2,000人を超えるもの	10m以上

- 興行場等の敷地が前項に規定する道路に接する長さは、第36条第1項第三号の規定により算出した客用の屋外へ通ずる出入口の幅員の合計に8mを加えた数値以上としなければならない。
- 興行場等の敷地が、第1項に規定する道路に接するほか、幅員が4m以上で、かつ、当該敷地に前項に規定する長さ以上避難上有効に接する他の道路又は公園、広場その他これらに類するものに接する場合における当該敷地についての前項の規定の適用については、同項に規定する長さの最小値の10分の7以上とすることができる。

#### 【解説】

第4条以外にこの条の第1項の規定によって興行場等の客席の定員に応じてその敷地が接する道路の幅員が決められており、また、第2項では、第36条第1項第三号により算出される客用の出入口の幅員に8mを加えた数値以上の値で敷地が道路に接するものでなければならない。この条の第3項では、補足道路に接する場合は第2項の規定の長さに7/10を乗じた値以上とすることができる。

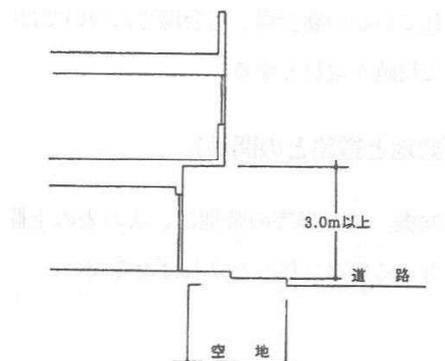
### (前面空地)

**第35条** 興行場等の客用の主要な出入口の前面には、0.1㎡に客席の定員の数を乗じて得た面積以上の空地を設けなければならない。

- 前項の空地には、法第2条第九号のニイに該当する建築物の部分の設けることができる。この場合において、当該部分の内り高さは、3m以上としなければならない。

#### 【解説】

興行場等の客用の主要な出入口の全面に空地を保有することにより、平常時の開場、閉場時の混雑緩和等に対処するために設けた規定である。従来は全面空地に加えて側面空地についても規定されていたが興行場等の機能、形態の変化により削除した。



(第35条第2項)

#### (客用の屋外へ通ずる出入口等)

**第36条** 興行場等の客用の屋外へ通ずる出入口は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 数は、2以上とし、避難上有効に配置すること。
  - 二 幅は、1.5m以上とすること。
  - 三 幅の合計は、0.8cmに客席の定員の数を乗じて得た数値以上とすること。
- 2 前項の出入口のうち主要な出入口は、第34条第1項に規定する道路に面しなければならない。ただし、幅員5m以上の空地に接し、かつ、その空地が道路に通じている場合は、この限りでない。
  - 3 前項の出入口以外の出入口は、次に定める屋外の通路に接しなければならない。
    - 一 幅員は、その通路に接する出入口の幅の合計以上とすること。
    - 二 道路に避難上有効に通ずること。

#### 【解説】

避難者が一つの出入口に集中せずに二方向以上の避難を可能にするため、出入口の数を二以上設置することとする。また、火災等緊急避難の場合は、多数の人が出入口に集中するためそれぞれの出入口は最小限2名がならんで避難できる程度の幅員として1.5m以上としている。

出入口のうち、主要な出入口は第34条第1項の道路に、その他のものは第3項の通路に接しなければならないとする規定である。

#### (客用の階段)

**第36条の2** 興行場等の客用の階段は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 令第120条又は令第121条の規定による直通階段の幅の合計は、0.8cmに当該直通階段を使用する客用の客席の定員が最大の階における当該定員の数を乗じて得た数値以上とすること。
  - 二 前号の直通階段は、その一以上を客用の屋外へ通ずる出入口付近に設け、かつ、その幅員の合計は前号の規定による最低合計幅員の2分の1以上としなければならない。
- 2 第1項の直通階段に踊場を設ける場合は、踊場の幅は階段幅以上とし、直階段の踊場の踏幅は1.5m以上としなければならない。
  - 3 第1項の直通階段は、令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

#### 【解説】

直通階段の合計幅員を規定し、これを避難上有効な分散配置とすることとしている。また、安全を図るために避難階段又は特別避難階段とすることとし、踊場の踏幅等についても強化された規定になっている。

#### (客用の廊下)

**第36条の3** 興行場等の客席の定員が300人を超える階においては、客席部の両側及び後方に、互いに連絡し、かつ、客用の屋外へ通ずる出入口に通ずる廊下又はバルコニー若しくは空堀を設けなければならない。ただし、建築物が耐火構造で、かつ、その階の客席の定員が1,000人以下の場合は、後方及び片側とし、又は両側とすることができる。

- 2 前項の廊下の幅員は、これを使用する客席の定員が400人以下の場合は1.2m以上とし、400人を超える場合は1.2mに400人を超える当該定員120人又はその端数を増すごとに0.1mを加えた数値以上としなければならない。
- 3 第1項の廊下に高低差がある場合であって段を設けるときは、4段以上とし、けあげは25cm以下、踏面は25cm以上とすること。
- 4 第1項の廊下並びにバルコニー及び空堀は、当該部分と客席の部分とを耐火構造とした壁又は法

第2条第九号の二に規定する防火設備であつて、令第112条第19項に規定する構造のもので区画しなければならない。ただし、耐火構造でない建築物にあつては、両面を防火構造とした壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画することができる。

**【解説】**

興行場等には、屋外への出入口に通ずる廊下等を設けなければならない原則を示している。

第2項では、廊下の幅員の計算方法が示されており、客席の定員の合計が400人を越える場合の廊下の幅員は次式により算出される。

$$\text{廊下の幅員} W = 120 + 10 \left( \frac{A - 400}{120} \right) \text{ cm}$$

注) 1. ここでAは客席の定員

2. ( ) 内に小数点以下の数が生じたときは切り上げ整数とする

廊下に勾配をつける場合は特に規定していないが、急なものは危険であるので、12分の1以下とすること。

第4項の法第2条第九号の二に規定する防火設備の構造については、特に規定はないが、令第112条第14項の規定によるものとする。

**(客席部の出入口)**

**第37条** 興行場等の各階の客席部の出入口は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 数は、2以上とし、避難上有効に配置すること。
- 二 客席の定員が次の表の上欄に掲げる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる数以上の出入口を設けること。

客席の定員	出入口の数
300人を超え600人以下のもの	3
600人を超え1,000人以下のもの	4
1,000人を超えるもの	5

三 幅は、1.5m以上とすること。

四 幅の合計は、0.8cmに客席の定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

**【解説】**

出入口の数は、あらゆる客席から二方向避難を確保するため二以上必要としている。また、客席定員が増えた場合に出入口が二つしかないと、十分な幅を確保しても極端な人の集中を招き、混乱の生ずる恐れがあるため、客席定員に応じて出入口の数を増やしている。

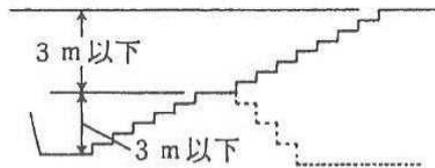
出入口の幅の規定は第36条と同様である。

**(客席内の構造)**

**第38条** 客席内の通路に高低差のある場合は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 傾斜路を設ける場合は、こう配を10分の1以下とすること。ただし、長さが3m以下で有効な滑り止めを付けるものにあつては、そのこう配を8分の1以下とすることができる。
  - 二 段を設ける場合は、けあげは18cm以下、踏面は26cm以上とすること。
- 2 客席内の段床を縦断する通路で高さ3mを超える場合は、高さ3m以内ごとにずい道又は横通路を設け、これを廊下又は階段に通じさせなければならない。

**【解説】**



高さ3メートル以内ごとに、ずい  
道または、横通路を設けて廊下ま  
たは階段に通じさせること

(38条2項)

なお、客席の横通路、縦通路については、福島県興行場条例により別に規定を定めている。

**第39条 削除**

(客席が避難階以外にある興行場等)

**第40条** 興行場等で客席が避難階以外の階にあるものは、第34条から第38条までの規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 客席を地階に設ける場合は、地下1階とし、その客席の規模及び構造は次のア及びイによること。

ア 床面を地盤面下6m以内とすること。

イ 定員は、600人以下とすること。

二 客席を避難階から数え5階以上の階に設ける場合は、避難の用に供することができる屋上広場及び客席からこれに通ずる2以上の直通階段を設けること。

三 第36条の3第1項のバルコニー又は空堀は、次のアからウまでによること。

ア 1.5m以上の幅員を有すること。

イ 床面は、客用の屋外へ通ずる出入口又は客席部の出入口における客席の床面と同じ高さであること。

ウ 階段又は傾斜路により、道路等安全な場所に通じていること。

**【解説】**

この条は、主階の位置の特殊性を考慮して、さらに制限を強化し、防火、避難上の安全を図ろうとするものである。

(客席部と舞台部との区画)

**第40条の2** 興行場等（映画館を除く。）で客席の床面積が200㎡を超えるものは、客席部と舞台部との境界を耐火構造の舞台壁で区画し、これを小屋裏又は天井裏に達せしめ、かつ、開口部には、煙感知器と連動して自動的に閉鎖する構造の法第2条第九号の二口に規定する防火設備又はこれと同等以上の防火性能を有する設備を設けなければならない。

**【解説】**

興行場等（映画館を除く。）の舞台部は火災発生の危険性が高いので、客席部との区画を規定した。

### (舞台部との防火措置)

**第40条の3** 舞台の床面積の合計が200㎡をこえるものは、その上部にスプリンクラー及び排煙に有効な開口部を設け、手動式又は自動式の開放装置を併置した排煙口を設けなければならない。

**2** 舞台の直上部又は直下部には、控室等の施設を設けてはならない。ただし、舞台の床の下部を防火上安全な構造とした場合におけるその舞台の直下部については、この限りでない。

**3** 舞台部の各室は、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その開口部には、法第2条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。

**4** 舞台部の各室には、舞台及び客席を通らずに道路その他安全な場所に通ずる幅員1 m以上の出入口、階段、廊下又は道路を設けなければならない。

#### 【解説】

「防火上安全な構造」とは、舞台の床の下部空間が舞台の床の部分を除いて、耐火構造の壁、床又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で有効に区画されている構造をいう。

### (集会場への適用)

**第40条の4** 第33条、第34条、第36条、第36条の2、第36条の3、第37条及び第40条の規定は、集会場の用途に供する建築物について準用する。

#### 【解説】

集会場は興行場等と利用状況が異なるため、この条で列記されている条項の規定のみを準用することとしている。

### (制限の緩和)

**第40条の5** この節の規定は、知事が用途又は規定により安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めた場合は、これを適用しないことができる。

#### 【解説】

この条は第8節の規定で予想しない特殊な構造、設備で安全防火上支障ないと認められる場合に対応できるよう設けている。

## 第8節の2 展示場

### (直通階段)

**第40条の6** 避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物には、その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を二以上設けなければならない。ただし、一の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以内の建築物又は当該用途に供する部分の特定主要構造部が耐火構造若しくは準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。

#### 【解説】

不特定多数の人のための避難の安全性を確保する規定であり、「一の階の当該用途に供する部分」とは、避難階以外の一の階における展示場の用途に供される部分をいう。

### (屋外への出口)

**第40条の7** 第9条の規定は、展示場の用途に供する建築物について準用する。

#### 【解説】

避難通路や出入口の戸の幅員等の規定としては、第9条の規定が準用される。

## 第9節 その他の特殊建築物

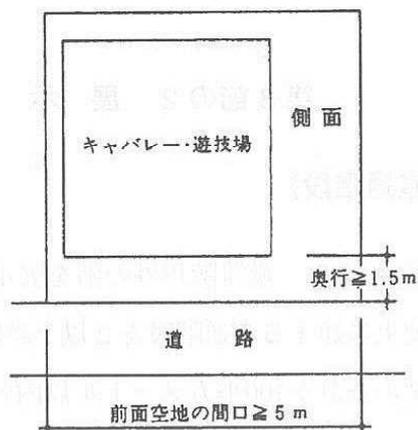
### 第41条及び第42条 削除

#### (空地の保有)

第43条 遊技場、ダンスホール、キャバレー、工場又は倉庫の用途に供する建築物でその床面積が200㎡を超えるものには、その前面又は道路に通ずる側面に、間口5m以上、奥行き1.5m以上の空地を設けなければならない。

#### 【解説】

不特定多数の人の集まる建築物又は大型車両の出入りの多い建築物についてはその敷地内に緩衝地帯を設け避難上出車等の安全を図るための規定である。



### 第3章の2 特別の配慮を要する特殊建築物の敷地及び構造

#### (適用の範囲)

第43条の2 この章の規定は、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、水泳場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、ホテル、旅館、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、料理店又は飲食店の用途に供する特殊建築物であつて、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるものについて適用する。

#### 【解説】

高齢者、障害者、妊産婦及び乳幼児等の社会的弱者を含めたすべての人が安全に利用でき、また、速やかに避難できるよう、特殊建築物における配慮を求めるものである。規模要件は棟毎にとらえ、複数の対象用途を設けた場合にはその合計とする。また、同一棟に対象用途と非対象用途が併設され各々壁等で利用上明確に区画された場合は、本章の適用に限り、それらは原則として各々別の建築物とみなす。

なお、「当該用途に供する部分」には、厨房、倉庫、機械室、駐車場等関連部分も含まれる。

#### (利用者用の屋外へ通ずる出入口)

第43条の3 前条の特殊建築物を客及びこれに類する者として利用する者（以下この章において「利用者」という。）の用に供する避難階における屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、90cm以上とすること（第9条第二号（第40条の7において準用する場合を含む。）の規定により1.2m以上としなければならない場合及び第36条第1項第二号の規定により1.5m以上としなければならない場合を除く。）。

二 床面は、水平とすること（当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

**【解説】**

日常的に利用者が使用する出入口についての規定である。これらの出入口のうち一以上は車いすでの出入りに容易かつ安全であるために必要な幅員の確保と床の段差の解消を規定したものである。建築基準法施行令や条例等他の規定で別途、より大きな幅員を定めている場合はそちらの規定を優先して適用する必要があるため、第一号（ ）書きで適用の除外を定めている。また、高さが2 cm以下で面取りした段差はそれが連続する場合を除き、第二号（ ）書きに該当すると考えて支障ない。

本章では、専ら従業員や職員のみが使う部分以外の部分について整備を求めているため、本章の規定を建築物全体にかかる規定を区別するため、「利用者」という用語を定義している。

なお、避難階が複数ある場合は、各々1ヶ所以上は規定を満たす出入口が必要である。

**（利用者用の敷地内の通路）**

**第43条の4** 前条の規定による構造の出入口と道路との間の利用者の用に供する通路は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、1.2m以上とすること（令第128条の規定により1.5m以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設けること。
  - ア 幅は、1.2m（段を併設する場合は、90cm）以上とすること。
  - イ こう配は、12分の1（傾斜路の高さが16cm以下の場合、8分の1）以下とすること。
  - ウ 高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。
  - エ 手すりを設けること。

**【解説】**

前条に規定する出入口は全て、本条を満足し前面道路へ至る一以上の経路をもたなければならない旨を規定したものである。

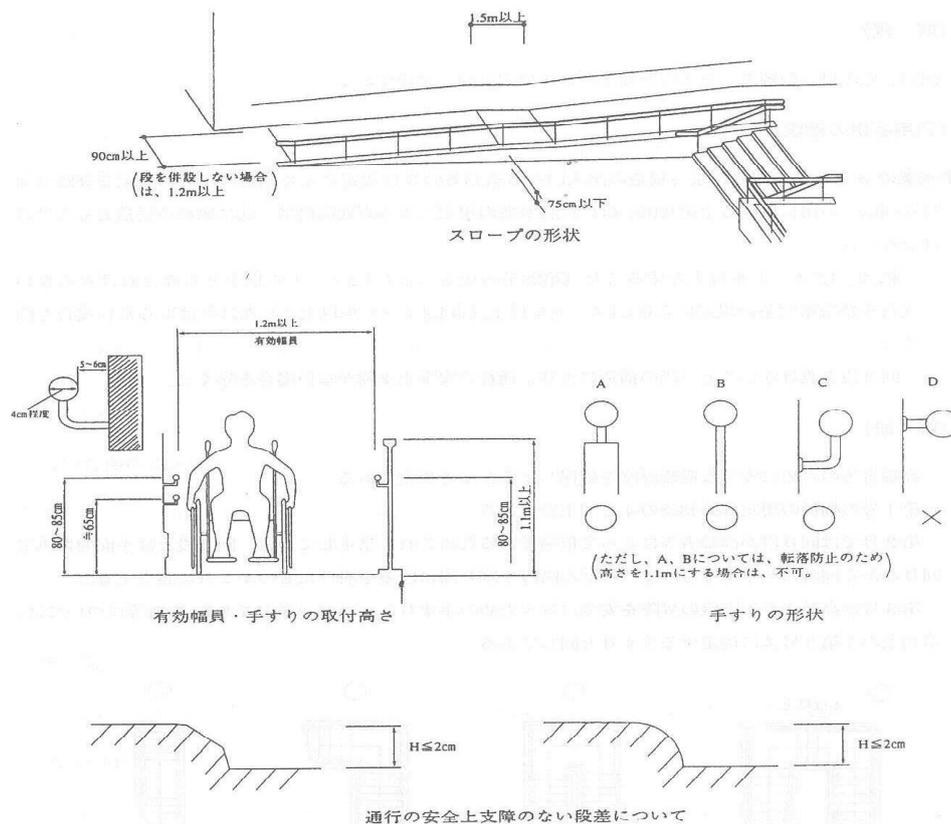
第一号では、歩行者2人が平行し又は車いすと歩行者がすれ違えるよう幅員1.2mを確保するように求めている。本条に規定する敷地内通路が令第128条の通路を兼ねる場合について第一号の規定の適用を除外したのは前条第1号と同じ理由である。

第二号では、高齢者や障害者（以下「高齢者等」という。）にとって危険な段差や急勾配を解消するためスロープの設置を求めている。アからエはスロープの構造に関する規程である。

スロープに平行して階段を設ける場合はスロープ部分の幅は90cm以上でよいが、この階段及びスロープが令第128条の通路を兼ねるときはスロープと階段の合計幅員が1.5m以上必要である。また、スロープの折り返し部分は平坦とすること。

手すりの設置は片側だけでも良いが、手すり壁（腰壁）のみの設置は認められない。手すりの構造については「県人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル」等を参考にされたい。なお、手すりを設けた場合の有効幅員は手すりの内法となる。

なお、高さが2 cm以下で面取りした段差はそれが連続する場合を除き、高低差とみなさない。



**(利用者用の居室の出入口)**

**第43条の5** 利用者の用に供する居室の出入口のうち1以上は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、80cm以上とすること（第37条の規定により1.5m以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 床面は、水平とすること（当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

**【解説】**

幅員、床の段差の解消、ともに第43条の3の規定と同じ主旨である。

**(利用者用の階段)**

**第43条の6** 前条の規定による構造の出入口から第43条の3の規定による構造の出入口に至る経路における利用者の用に供する令第120条又は令第121条の規定による直通階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、1.2m以上とすること（第28条の規定により1.2m以上としなければならない場合及び令第23条の規定により1.4m以上又は1.2m以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 回り段を設けないこと（段の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

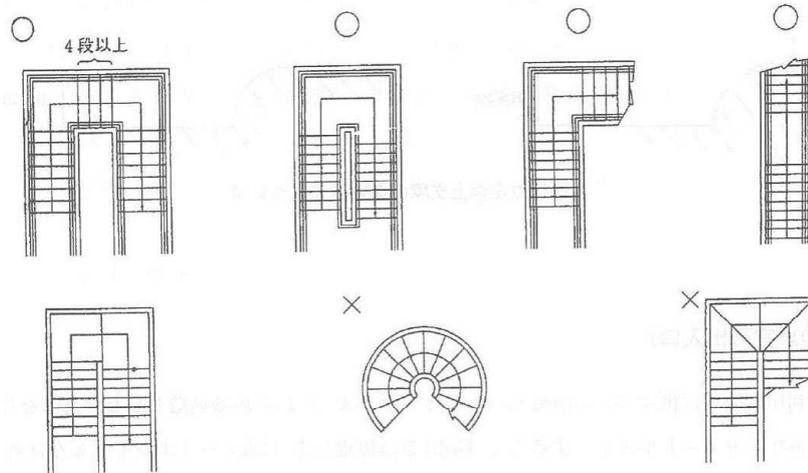
**【解説】**

高齢者等のために安全な避難通路を確保しようとする規定である。

第一号の幅員の規定は第43条の4と同主旨である。

第二号では回り階段が高齢者等にとって危険であるためこれを禁止している。回り段とは平面的にみて回りながら同時に上下するもので、らせん階段や踊り場に段差を設けたものがこれに該当する。

第三号は高齢者等が階段の昇降を安全に行うための手すりについての規定であり、構造等については、第43条の4第二号エに規定する手すりと同じである。



**(利用者用の廊下)**

**第43条の7** 第43条の5の規定による構造の出入口から第43条の3の規定による構造の出入口に至る経路における利用者の用に供する廊下は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、1.2m以上とすること（第29条の規定により1.2m以上としなければならない場合及び令第119条の規定により1.6m以上又は1.2m以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 高低差がある場合は、第43条の4第二号に規定する傾斜路を設けること。

**【解説】**

前条同様、高齢者等のために安全な避難通路を確保しようとする規定である。

第一号の幅員の規定は第43条4及び前条と同主旨である。

第二号の規定は廊下に高低差がある場合、第43条の4第二号と同様のスロープを設けることとしたものである。

**(利用者用の便所)**

**第43条の8** 利用者の用に供する便所（ホテル又は旅館の宿泊室内の便所を除く。）の出入口は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、80cm以上とすること。
- 二 床面は、水平とすること（当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

**【解説】**

幅員、床の段差の解消、ともに第43条の3及び第43条の5の規定と同じ主旨である。

**(制限の緩和)**

**第43条の9** この章の規定は、知事が用途又は規模等により安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めた場合は、これを適用しないことができる。

**(既存の建築物に対する制限の緩和)**

**第43条の10** 法第3条第2項の規定により第43条の3から第43条の8までの規定の適用を受けない第43条の2の特殊建築物について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする部分

以外の部分に対しては、第43条の3から第43条の8までの規定は、適用しない。

- 2 法第3条第2項の規定により第43条の3から第43条の8までの規定の適用を受けない第43条の2の特殊建築物について大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更をする場合においては、第43条の3から第43条の8までの規定は、適用しない。

**【解説】**

本章の各条項に関して既存不適格である建築物については、増築又は改築をする部分以外の部分には本章の規定を適用しない旨定めたものである。増築又は改築の規模には制限がない。

なお、いうまでもなく、既存部分に遡及しない規定は不適合となる規定のみであり、適合する規定は既存部分にも適用され、また、不適合となる規定であっても適用が除外されるのは既存部分のうちの当該規定に適合しない部分のみであることは既存不適格の一般の取扱いと同じである。

また、大規模の修繕及び大規模の模様替については、令第137条の9と同じく修繕又は模様替の程度に拘わらず、全てを既存不適格の取扱い対象とし、既存建築物の用途を変更する場合については、用途変更の内容、程度に拘わらず、一律に既存不適格として取扱うこととした。

### 第3章の3 災害危険区域

#### (災害危険区域の指定等)

**第43条の11** 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定による急傾斜地崩壊危険区域として指定した区域内で急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域として知事が認めた区域とする。

- 2 知事は、災害危険区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聞かなければならない。これを解除しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、災害危険区域を指定するときは規則で定めるところにより当該災害危険区域を告知するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを解除するときも、同様とする。
- 4 第1項の規定による災害危険区域の指定又は解除は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

**【解説】**

災害危険区域は、法第39条第1項の規定を受けて、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を選定し、指定できるとなっているが、条例は急傾斜地崩壊危険区域の中で危険の著しい区域を指定することとしてその事務手続きを定めている。

#### (災害危険区域内における建築の禁止)

**第43条の12** 災害危険区域内においては、居室を有する建築物は、建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって知事が安全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

- 一 建築物の主要構造部を鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造とする場合
- 二 急傾斜地の崩壊に対する防護施設又は防止施設を講じた場合

**【解説】**

指定された災害危険区域内では原則として居室を有する建築物の建築を禁止することとし、一定条件を満たす建築物についてはただし書規定により許可で救済できる道を開いている。

### 第3章の4 中高層建築物の日影時間の指定

#### (日影による中高層の建築物の高さの制限)

第43条の13 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は次の表の上欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について、平均地盤面からの高さとして法別表第4(は)欄の高さのうちから指定する高さは同表の中欄に掲げる高さとし、生じさせてならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は同表の下欄に掲げる号とする。

対 象 区 域			
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた地域	都市計画法第8条第3項第二号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域	法別表第4(は)欄の高さ	法別表第4(に)欄の号
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	10分の5の区域 10分の6の区域 10分の8の区域 10分の10の区域 10分の15の区域 10分の20の区域		(二)
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	10分の10の区域 10分の15の区域 10分の20の区域	4 m	(二)
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	10分の20の区域	4 m	(二)

#### 【解説】

日影規制の制度は住居系用途地域等において中高層の建築物によって生ずる日影を一定の基準の下に規制することにより、その建築物周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を保つことを直接の目的とし、通風、採光、プライバシー等の保護にも貢献することをねらいとして、健全な市街地を形成するため必要な最低限の建築基準として設けたものである。

この条件では対象区域を容積率に関する都市計画が定められた土地の区域とし、対象区域に生じさせてならない日影時間を法別表第4(に)欄の二号を指定している。

従って規制される内容は次の表のようになる。

地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5mを越え10m以内の範囲内における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを越える範囲内における日影時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域で容積率の値が5/10から20/10までの区域	軒の高さ7mを越える建築物又は地階を除く階数が3m以上の建築物	1.5m	4時間	2.5時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域で容積率の値が10/10から20/10までの区域	高さが10mを越える建築物	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域、第二種住居地域又は、準住居地域で容積率の値が20/10の区域	高さが10mを越える建築物	4m	5時間	3時間

#### 第4章 雑則

##### (防火壁の位置)

**第44条** 建築物の平面が鍵形をなす部分に防火壁を設ける場合は、鍵形の内側の角から左の限度以内になる位置に防火壁を設けてはならない。

- 一 1階建の場合は 6m
- 二 2階建の場合は 10m

2 段状に高さの差がある建築物でその低い部分に防火壁を設ける場合は、高い部分から段の高さの最大の差以上の水平距離を保たなければならない。

3 外部及び軒裏が防火構造で、かつ、開口部に法第2条第九号の二ロに規定する防火設備を設けてあり防火上支障ない場合は、前2項の制限を緩和することができる。

##### 【解説】

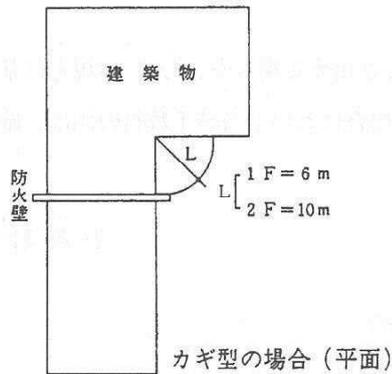
- (1) 建築物の平面がカギ形をなす部分に防火壁等を設けるときは、その建物が1階建の場合は6m、2階建の場合は10m以内の部分に設置できないとし(第1項)外壁及び軒裏を防火構造、開口部に

は法第2条第九号の二に規定する防火設備を設けて防火上支障ないようにしたときは、第2項規定が緩和され（第3項）構造は令第113条の規定による。

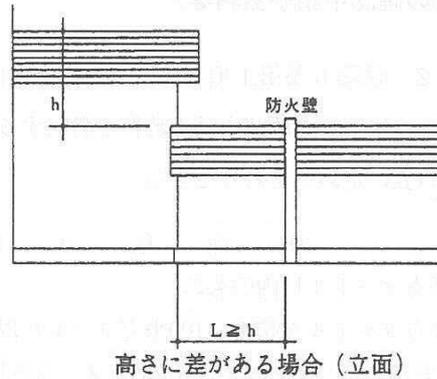
(2) 立面に段差のある場合は下図のようにその段差の数値以内に設置できないとしている。

(3) この項は、第1項及び第2項の緩和規定である。

(1)の図



(2)の図



**(区画避難安全性能を有する建築物の区画部分に対する適用除外)**

**第44条の2** 令第128条の6第2項に規定する区画避難安全性能を有する建築物の区画部分（以下単に「区画部分」という。）については、第7条第一号及び第二号（小学校及び義務教育学校（前期課程で使用する校舎に限る。）に限る。）、第37条第二号から第四号まで、第40条の2（客席部と舞台部が同1区画部分にある場合に限る。）並びに第40条の3第1項及び第3項の規定は、適用しない。

**(階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用除外)**

**第45条** 令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階又は令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有する建築物の階については、第7条（小学校及び義務教育学校（前期課程で使用する校舎に限る。）に限る。）、第29条、第36条の3、第37条、第40条の2及び第40条の3の規定は、適用しない。

**2** 令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、第9条、第12条、第28条、第36条、第36条の2、第40条及び第40条の6の規定は、適用しない。

**(仮設建築物に対する制限等の緩和)**

**第46条** 法第85条第6項の仮設建築物で消火、避難に有効な5m以上の空地を周囲に有するものについて知事が安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めて1年以内の期間を定めてその建築を許可する場合において、第3条の2、第4条、第34条、第40条から第40条の4まで、第40条の6及び第40条の7の規定を適用しない。

**2** 法第85条第7項の仮設興行場等で消火、避難に有効な5m以上の空地を周囲に有するものについて知事が安全上、防火上及び衛生上支障なく、かつ、公益上やむを得ないと認めて1年を超える期間を定めてその建築を許可する場合においては、前項の規定を準用する。

**【解説】**

この条は、仮設建築物において安全上、防火上、衛生上支障がないとの判断のもとに特定行政庁が許可するものであり必要要件が満たされるものと解されるので、この条例の一部が適用範囲から除外されている。

(一時的に他の用途の建築物として使用する場合は制限等の緩和)

**第46条の2** 法第87条の3第6項の興行場等について知事が安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めて1年以内の期間を定めてその使用を許可する場合において、第3条の2、第4条、第34条、第40条から第40条の4まで、第40条の6及び第40条の7の規定を適用しない。

2 法第87条の3第7項の特別興行場等について知事が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて1年を超える期間を定めてその使用を許可する場合においては、前項の規定を準用する。

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

**第47条** 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定により認定を受けた建築物に対する第3条の2、第4条、第9条第1項第一号、第17条、第18条、第20条第1項、第21条、第22条、第30条、第34条（第40条の4において準用する場合を含む。）、第35条、第36条第2項及び第3項（第40条の4において準用する場合を含む。）、第43条及び第43条の4の規定の適用については、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。

(建築物の確認申請手数料等)

**第47条の2** 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請者から、建築物の確認申請手数料を徴収する。この場合において当該手数料の額は、確認申請1件につき次の表に定めるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	8,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	15,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	23,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	29,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	51,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	71,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	212,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	333,000円
50,000㎡を超えるもの	647,000円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- 二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

三 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

四 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 第1項に規定する申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、同項の手数料のほか、第47条の3の表の第一号ア又はイに掲げる手数料を徴収する。

4 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する申請に係る計画が法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項の規定により認定を受けた全体計画に係る建築物に係るものである場合においては、第1項の手数料の額は、同項に定める手数料の額を2で除して得た額とする。

**（建築物の構造計算適合性判定手数料）**

**第47条の2の2** 法第6条の3第1項又は法第18条第4項の規定による構造計算適合性判定（以下この条において「構造計算適合性判定」という。）を求める者から、構造計算適合性判定手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、次の表の上欄に掲げる構造計算適合性判定の構造計算の対象となる建築物の部分（次項において「対象部分」という。）の床面積の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

床 面 積	金 額
1,000㎡以内	180,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	230,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	280,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	370,000円
50,000㎡超	660,000円

2 前項の規定にかかわらず、構造計算適合性判定に係る構造計算が法第20条第1項第二号イ又は同項第三号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われ、かつ、当該対象部分に係る電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）が提出される場合における構造計算適合性判定手数料の額は、次の表の上欄に掲げる対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

床 面 積	金 額
1,000㎡以内	140,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	160,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	190,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	240,000円
50,000㎡超	390,000円

**(建築設備及び工作物の確認申請手数料)**

**第47条の3** 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一の建築設備又は一の工作物につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名 称	金 額
一 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請者 ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） イ 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備の確認申請手数料  建築設備の変更確認申請手数料	14,000円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、7,000円）  7,000円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、4,000円）
二 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請者 ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	工作物の確認申請手数料  工作物の変更確認申請手数料	12,000円  6,000円

**(建築物の完了検査申請手数料等)**

**第47条の4** 法第7条第1項の規定に基づく検査の申請者から、建築物の完了検査申請手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、完了検査申請1件につき次の表に定めるとおりとする。

床 面 積 の 合 計	手 数 料 の 額
30㎡以内のもの	14,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	16,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	29,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	49,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	67,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	157,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	241,000円
50,000㎡を超えるもの	488,000円

- 2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 3 第1項に規定する申請に係る工事に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、同項の手数料のほか、次条の表の第一号に掲げる手数料を徴収する。

**（建築設備及び工作物の完了検査申請手数料）**

**第47条の5** 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一の建築設備又は一の工作物につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名 称	金 額
一 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく検査の申請者	建築設備の完了検査申請手数料	18,000円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、11,000円）
二 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく検査の申請者	工作物の完了検査申請手数料	13,000円

**（特定工程に係る建築物の完了検査申請手数料等）**

**第47条の6** 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく検査の申請者から徴収する特定工程に係る建築物の完了検査申請手数料の額は、第47条の4第1項の規定にかかわらず、完了検査申請1件につき、次の表に定めるとおりとする。

床 面 積 の 合 計	手 数 料 の 額
30㎡以内のもの	12,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	15,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	28,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	46,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	63,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	151,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	235,000円
50,000㎡を超えるもの	482,000円

- 2 第47条の4第2項の規定は、前項の表の床面積の算定について準用する。
- 3 第1項に規定する申請の場合において、法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、当

該部分に係る手数料の額は、第47条の4第3項の規定にかかわらず、一の昇降機について16,000円とする。

**(建築物の中間検査申請手数料)**

**第47条の7** 法第7条の3第1項の規定に基づく検査の申請者から、建築物の中間検査申請手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、中間検査申請1件につき、次の表に定めるとおりとする。

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	13,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	16,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	28,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	45,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	60,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	135,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの1	209,000円
50,000㎡を超えるもの	427,000円

**(建築設備及び工作物の中間検査申請手数料)**

**第47条の8** 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一の建築設備又は一の工作物につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名 称	金 額
一 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく検査の申請者	建築設備の中間検査申請手数料	17,000円
二 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく検査の申請者	工作物の中間検査申請手数料	13,000円

**(許可及び認定申請手数料)**

**第47条の9** 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名 称	金 額
一 法第7条の6第1項第一号又は第二号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請者	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
二 法第42条第1項第五号の規定に基づく道路の位置の指定の申請者	道路の位置の指定の申請手数料	50,000円
三 法第43条第2項第一号の規定に基づく認定の申請者	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
四 法第43条第2項第二号の規定に基づく許可の申請者	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円
五 法第44条第1項第二号の規定に基づく許可の申請者	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円
六 法第44条第1項第三号の規定に基づく認定の申請者	道路内における建築認定申請手数料	27,000円
七 法第44条第1項第四号の規定に基づく許可の申請者	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	170,000円
八 法第47条ただし書の規定に基づく許可の申請者	壁面線外における建築許可申請手数料	170,000円
九 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の申請者	用途地域等における建築等許可申請手数料	180,000円
十 法第48条第16項第一号の規定に基づく許可の申請者	用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	120,000円
十一 法第48条第16項第二号の規定に基づく許可の申請者	日常生活に必要な建築物の用途地域等における建築特例許可申請手数料	140,000円

十二 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の申請者	特殊建築物等敷地許可申請手数料	170,000円
十三 法第52条第6項第三号の規定に基づく認定の申請者	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	27,000円
十四 法第52条第10項、第11項若しくは第14項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え法」という。）第105条第1項の規定に基づく許可の申請者	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	170,000円
十五 法第53条第4項の規定に基づく許可の申請者	隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	33,000円
十六 法第53条第5項の規定に基づく許可の申請者	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	33,000円
十七 法第53条第6項第三号の規定に基づく許可の申請者	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
十八 法第53条の2第1項第三号又は第四号（法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の申請者	建築物の敷地面積の許可申請手数料	170,000円
十九 法第55条第2項の規定に基づく認定の申請者	建築物の高さの特例認定申請手数料	27,000円
二十 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく許可の申請者	建築物の高さの許可申請手数料	170,000円
二十一 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可の申請者	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	170,000円
二十二 法第57条第1項の規定に基づく認定の申請者	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円r
二十三 法第57条の2第1項の規定に基づく指定の申請者	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度に係	敷地の数が2である場合にあっては78,000円、敷

	る指定の申請手数料	地の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
二十四 法第57条の3第1項の規定に基づく指定の取消しの申請者	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度に係る指定の取消し申請手数料	6,400円に現に存する敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
二十五 法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく許可の申請者	特例容積率適用地区内における建築物の高さの許可申請手数料	170,000円
二十六 法第58条第2項の規定に基づく許可の申請者	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	170,000円
二十七 法第59条第1項第三号の規定に基づく許可の申請者	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	170,000円
二十八 法第59条第4項の規定に基づく許可の申請者	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	170,000円
二十九 法第59条の2第1項の規定に基づく許可の申請者	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	170,000円
三十 法第68条第1項第二号の規定に基づく許可の申請者	景観地区内における建築物の高さの許可申請手数料	170,000円
三十一 法第68条第2項第二号の規定に基づく許可の申請者	景観地区内における建築物の壁面の位置の許可申請手数料	170,000円
三十二 法第68条第3項第二号の規定に基づく許可の申請者	景観地区内における建築物の敷地の最低限度の許可申請手数料	170,000円
三十三 法第68条第5項の規定に基づく認定の申請者	景観地区に関する都市計画において制限が定められている景観地区内における建築物の特例認定申請手数料	27,000円
三十四 法第68条の3第1項、第2項又は第3項の規定に基づく認定の申請者	再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
三十五 法第68条の3第4項の規定に基づく許可の申請者	再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	170,000円

三十六 法第68条の3第7項の規定に基づく認定の申請者	開発整備促進区の区域における建築物に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
三十七 法第68条の4第1項の規定に基づく認定の申請者	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
三十八 法第68条の5の2の規定に基づく認定の申請者	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
三十九 法第68条の5の3第2項の規定に基づく許可の申請者	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	170,000円
四十 法第68条の5の5第1項の規定に基づく認定の申請者	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
四十一 法第68条の5の5第2項の規定に基づく認定の申請者	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
四十二 法第68条の5の6の規定に基づく認定の申請者	地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
四十三 法第68条の7第5項の規定に基づく許可の申請者	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	170,000円
四十四 法第85条第6項の規定に基づく許可の申請者	仮設建築物建築許可申請手数料	仮設建築物の存続する期間が3月以内のものにあっては60,000円、3月を超えるものには120,000円
四十五 法第85条第7項の規定	1年を超えて使用する特別の必	170,000円

に基づく許可の申請者	要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	
四十六 法第86条第1項の規定に基づく認定の申請者	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物（建築等するもの。以下この号から第四十九号までにおいて同じ。）の数が1又は2である場合にあつては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
四十七 法第86条第2項の規定に基づく認定の申請者	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
四十八 法第86条第3項の規定に基づく許可の申請者	総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1又2である場合にあつては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
四十九 法第86条第4項の規定に基づく許可の申請者	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
五十 法第86条の2第1項の規定に基づく認定の申請者	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするもの。以下この号から第五十二号までにおいて同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算し

		た額
五十一 法第86条の2第2項の規定に基づく許可の申請者	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
五十二 法第86条の2第3項の規定に基づく許可の申請者	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築物の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
五十三 法第86条の5第1項の規定に基づく認定の取消しの申請者	複数建築物の認定の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
五十四 法第86条の6第2項の規定に基づく認定の申請者	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
五十五 法第86条の8第1項の規定に基づく認定の申請者	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	第47条の2第1項の表の上欄に掲げる床面積の合計の区分に相当する当該認定に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める手数料の額に相当する額
五十六 法第86条の8第3項の規定に基づく認定の申請者	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料	第47条の2第1項の表の上欄に掲げる床面積の合計の区分に相当する当該変更の認定に係る部分の建築物の床面積の合計を2で除して得た数値の区分に応じ、同表の下欄に定める手数料の額に相当する額
五十七 法第87条の2第1項の規定に基づく認定の申請者	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	第47条の2第1項の表上欄に掲げる床面積の合計の区分に相当する当該認定に係る部分の建築物の床面積の合計を2で除して得た数値の区分に応じ、

		同表の下欄に定める手数料の額に相当する額
五十八 法第87条の3第6項の規定に基づく許可の申請者	建築物の用途を変更して興行場等とする場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	建築物の用途を変更して興行場等とする期間が3月以内のものにあつては60,000円、3月を超えるものにあつては120,000円
五十九 法第87条の3第7項の規定に基づく許可の申請者	建築物の用途を変更して特別興行場等とする場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	170,000円
六十 令第137条の16第1項第二号の規定に基づく認定の申請者	建築物の移転に係る認定申請手数料	27,000円

#### (手数料の納付方法)

**第47条の10** 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

#### (手数料の免除)

**第47条の11** 災害により住宅が滅失し、又は破損したため、当該災害を受けた日から起算して1年以内に、住宅を建築する場合は、当該建築する住宅に係る第47条の2第1項、第47条の4第1項、第47条の6第1項及び第47条の7の手数料については、免除する。ただし、当該建築する住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、その兼ねる部分については、この限りでない。

#### (手数料の不返還)

**第47条の12** 既に納付された手数料は、返還しない。

#### (事務処理の特例)

**第47条の13** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、次に掲げる事務は、各市町村（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び須賀川市を除く。）が処理することとする。

- 一 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請の受理及び県への送付
- 二 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により県の建築主事が発行した確認済証の交付
- 三 法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請の受理及び知事への送付
- 四 法第6条の3第4項の規定により知事が発行した通知書の交付
- 五 法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書又はその写しの受理及び県への送付
- 六 法第7条の6第1項第一号及び第二号（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、法第43条第2項第一号、法第44条第1項第三号（法第68条の7第4

項において適用する場合を含む。)、法第52条第6項第三号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで、法第68条の3第7項、法第68条の4第1項、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項及び第2項、法第68条の5の6、法第86条第1項及び第2項、法第86条の2第1項、法第86条の6第2項、法第86条の8第1項及び第3項、法第87条の2第1項並びに令第131条の2第2項及び第3項、令第137条の16第1項第二号の規定による認定の申請の受理及び知事又は県への送付

七 法第15条第1項の規定による届出の受理及び県への送付

八 法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知の受理及び県への送付

九 法第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の通知の受理及び知事への送付

十 法第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの受理及び県への送付

十一 法第42条第1項第五号及び法第57条の2第1項の規定による指定の申請の受理及び知事への送付

十二 法第43条第2項第二号、法第44条第1項第二号及び第四号(法第68条の7第4項において適用する場合を含む。)、法第47条ただし書、法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。)並びに第16項第一号及び第二号、法第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項及び第14項、法第53条第4項、第5項及び第6項第三号、法第53条の2第1項第三号及び第四号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項及び第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第三号及び第4項、法第59条の2第1項、法第68条第1項第二号、第2項第二号及び第3項第二号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第6項及び第7項、法第86条第3項及び第4項、法第86条の2第2項及び第3項、法第87条の3第3項、第6項及び第7項並びにマンション建替え法第105条第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付

十三 法第57条の3第1項の規定による指定の取消しの申請の受理及び知事への送付

十四 法第74条の2第3項及び法第90条の3の規定による届出の受理及び知事への送付

十五 法第75条の2第1項及び第2項の規定による書面の受理及び知事への送付

十六 法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請の受理及び知事への送付

十七 法第86条の5第1項の規定による認定の取消しの申請の受理及び知事への送付

十八 第3条の2第1項ただし書、第4条ただし書、第21条第2項ただし書、第24条の2ただし書、第40条の5及び第43条の9の規定による認定の申請の受理及び知事への送付

十九 第46条及び第46条の2の規定による許可の申請の受理及び知事への送付

二十 前各号に掲げるもののほか法及びこの条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて規則で定めるもの

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、次に掲げる事務は、会津若松市及び須賀川市が処理することとする。

一 前項第一号及び第八号に掲げる事務(令第148条第1項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)

- 二 前項第二号から第五号、第九号、第十号及び第十三号から第十五号までに掲げる事務
  - 三 前項第七号及び第十九号に掲げる事務（法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るものに限る。第六号から第十号まで及び第十二号において同じ。）
  - 四 法第7条の6第1項第一号及び第二号（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、法第44条第1項第三号（法第68条の7第4項において適用する場合を含む。）、法第52条第6項第三号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで、法第68条の3第7項、法第68条の4第1項、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項及び第2項、法第68条の5の6、令第131条の2第2項及び第3項並びに令第137条の16第1項第二号の規定による認定の申請の受理及び知事又は県への送付
  - 五 法第43条第2項第二号、法第44条第1項第二号及び第四号（法第68条の7第4項において適用する場合を含む。）、法第47条ただし書、法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書（法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第16項第一号及び第二号、法第51条ただし書（法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項及び第14項、法第53条第4項、第5項及び第6項第三号、法第53条の2第1項第三号及び第四号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項及び第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第三号及び第4項、法第59条の2第1項、法第68条第1項第二号及び第2項第二号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第7項、法第86条第3項及び第4項、法第86条の2第2項及び第3項、法第87条の3第7項並びにマンション建替え法第105条第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付
  - 六 法第57条の2第1項の規定による指定の申請の受理及び知事への送付
  - 七 法第57条の3第1項の規定による指定の取消しの申請の受理及び知事への送付
  - 八 法第85条第3項及び第6項並びに法第87条の3第3項及び第6項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付
  - 九 法第43条第2項第一号、法第86条第1項及び第2項、法第86条の2第1項、法第86条の6第2項、法第86条の8第1項並びに法第87条の2第1項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付
  - 十 法第86条の5第1項の規定による認定の取消しの申請の受理及び知事への送付
  - 十一 第3条の2第1項ただし書及び第4条ただし書の規定による認定（法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るものを除く。第十号において同じ。）
  - 十二 第3条の2第1項ただし書及び第4条ただし書の規定による認定の申請の受理及び知事への送付
  - 十三 第21条第2項ただし書、第24条の2ただし書、第40条の5及び第43条の9の規定による認定の申請の受理及び知事への送付
  - 十四 第46条及び第46条の2の規定による許可
  - 十五 前各号に掲げるもののほか法及びこの条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて規則で定めるもの
- 3 地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、次に掲げる事務は、福島市、郡山市及びいわき市が処理することとする。

- 一 第1項第三号、第四号、第九号及び第十号に掲げる事務
- 二 第3条の2第1項ただし書、第4条ただし書、第21条第2項ただし書、第24条の2ただし書、第40条の5及び第43条の9の規定による認定
- 三 第46条及び第46条の2の規定による許可

## 第5章 罰則

### (罰則)

**第48条** 第3条、第4条、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条から第22条まで、第24条から第25条まで、第28条から第30条まで、第32条から第38条まで、第40条から第40条の4まで、第40条の6、第40条の7、第43条、第43条の3から第43条の8まで、第43条の12又は第44条の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

### (法人の代表者に対する罰則)

**第49条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して前条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者のその違反行為を防止するため、その業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

### (過料)

**第50条** 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

<b>改正</b>	(い)昭35.7.22条例28	(わ)平17.10.18 同122	(み)平29.12.26 同127
	(ろ)同37.7.31 同36	(か)同18.3.22 同43	(の)同30.10.12 同77
	(は)同44.12.10 同66	(よ)同19.3.20 同35	(お)同30.12.25 同96
	(に)同46.10.20 同55	(た)同19.10.16 同78	(く)令元.7.9 条例19
	(ほ)同52.10.21 同45	(れ)同21.3.24 同47	(や)同元.12.27 同64
	(へ)同59.3.30 同23	(そ)同23.7.12 同80	(ま)同2.3.24 同23
	(と)同62.12.22 同61	(つ)同25.12.20 同114	(け)同3.3.23 同43
	(ち)平4.3.24 同55	(ぬ)同26.12.24 同110	(ふ)同3.12.24 同100
	(り)同5.3.23 同31	(な)同27.3.24 同58	(こ)同4.7.8 同43
	(ぬ)同7.3.17 同35	(ら)同27.12.28 同137	(え)同5.3.24 同29
	(る)同12.3.24 同146	(む)同28.3.25 同46	(て)同6.3.26 同18
	(を)同14.12.24 同113	(う)同28.12.26 同97	